

告 示

埼玉県告示第三百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千四百三十番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更の内容

保留地に「理事は、公共または公益の用にするため、総代会の同意を得て保留地の一部を三芳町に寄付することができる。」を追加する。

七 変更認可の年月日

令和元年八月六日